

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

日本肢体不自由児療護施設連絡協議会

代 表 成澤 佐知子

事務局長 市川 進治

日本肢体不自由児療護施設連絡協議会の概要

1. 設立年月日:平成8年1月30日

2. 活動目的及び主な活動内容:

児童福祉施設の旧種別である肢体不自由児療護施設が集まり、「施設間相互の連絡を図り、施設の発展を期するとともに、肢体不自由児療護の理解と福祉の増進並びに地域社会の啓蒙に寄与する事」を目的に設立しました。平成24年の児童福祉法の改正により福祉型障害児入所施設に種別は変更されましたが、継続して活動しています。当協議会の加盟施設は、主たる障害種別を肢体不自由としています。

【主な活動内容】

- ・ 総会、施設長会議、児童発達支援管理責任者等連絡会の開催
- ・ 全国大会の実施、研究発表の実施
- ・ 職員交換研修の実施
- ・ 機関誌の発行
- ・ 災害支援協力
- ・ こども家庭庁との情報交換
- ・ 令和7年度「今後の障害児入所施設の在り方に関するあり方検討会」委員参加
- ・ 令和7年度「こども性暴力防止法施行準備検討会」オブザーバー参加、等

3. 加盟団体数:5団体(令和8年7月時点)

神奈川県 精陽学園、静岡県 ねむの木学園、大阪府 四天王寺太子学園
兵庫県 おおぞらのいえ、山口県 はなのうら

4. 代表: 会長 成澤 佐知子(四天王寺太子学園 施設長)

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

1 福祉型障害児入所施設の課題と今後の方向性について

「今後の障害児入所施設の在り方に関する在り方に関する検討会」より

- ・ 令和7年度にこども家庭庁で行われた検討会の報告書が令和8年4月10日にまとめられました。その報告書には、こどもの権利や意見表明の推進、地域支援機能の充実、障害児支援における専門性の向上、家族支援の強化、教育との連携等について、幅広い視点から今後の施設の在り方が示されました。これらを実現するためには、行政機関と施設が連携して、障害のあるこども達に最善の利益を実現し、一人ひとりの意志を尊重した支援に転換し、健やかに成長できるようにしていかなければなりません。そのためには、こどもの発達段階や障害特性を正確に理解し、それに応じた人的環境と物理的な環境を総合的に整備し提供することが重要であり、できる限り良好で家庭的な養育環境の中で、こどもが信頼できると感じられる大人との継続的で安定した愛着関係の下で支援が行われる必要があります。
- ・ 障害のあるこどもへの支援は、早期からそのこどもにあった療育の実践等を積み重ねていくことによって、社会への適応力を身につけ、そのこどもの成長に沿った自立を促していくことが大切です。報告書の内容の実現を進めていくうえで、以下の要望を行います。

2 福祉型障害児入所施設の施設機能の強化策について

- (1) 障害児入所施設での暮らしについて
- (2) ケアニーズの高いこどもへの支援について
- (3) 家族支援の強化について
- (4) 地域における障害のあるこども及びその家族への支援について
- (5) 障害児入所施設と社会的養護施策との相互の連携について
- (6) 入所しているこども等の社会参加の保障、日中活動の充実について
- (7) 措置と契約について
- (8) 一時保護委託について
- (9) 人材確保と職員の定着・支援体制について
- (10) その他

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(1) 障害児入所施設での暮らしについて

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ できるかぎり良好な家庭的環境とは、小規模、ユニット化に伴い、可能であれば定員6名以下及び対応職員4人以内が望ましい。集団生活にありがちな決められた日課やルール、誰に対しても平均的な対応等を無くし、一人ひとりの自主性や自発性を重んじる支援に転換させていくことが重要。こども達が自分で考える力を育てる場になる。生活に密接する職員を限定することにより、一人ひとりによりきめ細やかな対話、対応を行い、愛着を強めていくことが可能となる。また、生活空間の範囲を必要最低限に留めることができ、必要以上な雑音や騒音、刺激を防ぐ効果をもたらし、精神的な落ち着きを保証できる環境作りが可能になる。その時々融通性、即時性の利いた対応を行うことで、一人ひとりのこどもに寄り添った柔軟な支援につながり、様々な経験や体験の場を増やせることにつながる。

【意見・提案の内容】

- ・ 施設が小規模、ユニット化、サテライトへの転換を早急に図れるように、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を優先的に使えること及び建築工事費もこの10年間で1.6倍に高騰しているので、補助率も引き上げる等の優遇措置を図ってほしい。
- ・ 人口減少社会の進展により地域に障害児入所施設が少なくなり、遠方に入所され帰省や面会の機会が限られ家族との交流が少なくなり親子関係が希薄になるなどにより、こどもの精神的な安定や家族再統合等に支障が出る例があることから、これらの解消を図るため、地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム、こどもホーム)(仮称)を導入する必要がある。これは、施設が小規模、ユニット化、サテライト、更にこどもホームという類型が増えることにより、より地域に根差した暮らしの選択肢が増えることになる。但し、障害児の生活については、よりきめ細やかな対応が必要であることから、こどもホームに対する支援体制が充実できる運営主体が行うようにしてほしい。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(2) ケアニーズの高いこどもへの支援について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 愛着形成の課題を抱えていたり、強度行動障害の状態を有していたり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)の課題によりトラウマケアを必要とするこども、医療ケアを必要とするこどもなど、心理的な支援が特に必要なこども、複数の障害があり医療を含めた関係機関との連携が必要なこども、これらを併せ持つこどもの入所が多くなっており、こうした複合的な課題を抱える障害のあるこどもに対して、専門的な支援が必要になることから、強度行動障害を有するこどもへの支援や、トラウマインフォームドケア等の職員の専門性を発揮するため、強度行動障害の研修やトラウマインフォームドケアの研修等の受講や、医師や公認心理師、強度行動障害の中核的人材の配置、広域的支援人材との連携を強化していく必要がある。

【意見・提案の内容】

- ・ 複合的な課題に対し、施設内の専門職の対応や病院や公的機関の外部専門職の活用を積極的に取り入れていかななくてはならない。内部専門職では、加算の対応は限られており、必要な職種を雇用できる加算体系であることが必要である。
- ・ 重症心身障害児に対しては、マンパワーが必要であり、職員配置の加算が必要である。
- ・ 視覚障害や聴覚障害のあるこどもに対しては、手話等の意思疎通に関して職員の専門性を高めるための支援や環境設備、支援機器の適切な設置ができる購入費の補助が必要である。

(3) 家族支援の強化について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 障害児入所施設に入所中であっても、こどもの意向、家族の意向や状況等を考慮しながら、こどもとその家族の関係が続くように支援を行う必要がある。家族との関係維持、家族との再統合、家庭復帰、他施設に入所している兄弟姉妹との交流、行政機関との連携等、切れ目のないサポートを行う必要がある。

【意見・提案の内容】

- ・ 家族支援の強化を進めていくために、主に家族支援を担うため児童養護施設に配置されている家庭支援専門相談員のような人材(ファミリーソーシャルワーカー)(仮称)の配置が必要である。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(4) 地域における障害のある子ども及びその家族への支援について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 地域における障害のある子ども及びその家族への支援について、障害児入所施設の有する機能を生かした、地域の役割を検討していくことが重要である。他機関との連携、短期入所、一時保護委託、その他専門性を有する相談等への対応が必要である。

【意見・提案の内容】

- ・ 障害児入所施設が地域の核として機能するために、地域への相談窓口を設置する必要があり、全体の調整を図る役割としてコミュニティソーシャルワーカー(仮称)の配置が必要である。

(5) 障害児入所施設と社会的養護施策との相互の連携について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 幼いころから家族との関係が持てなかったり、稀薄であった子どもに対し、家庭的な関わりを経験できる里親については、障害児入所施設では利用が進んでいない。児童相談所、里親支援センター等と連携して、里親の利用を進めていく必要がある。また、障害児を受けている里親やファミリーホームへの支援として、障害児入所施設の有する機能を生かして、連携を取れるようにしていく必要がある。

【意見・提案の内容】

- ・ 里親支援の強化を進めていくために、子ども、里親、施設、地域等との調整を行い、主に里親支援を担うため児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員のような人材(フォスターケアソーシャルワーカー)(仮称)の配置が必要である。
- ・ 障害児入所施設は、児童相談所、里親支援センター等と連携を行い、相互理解を深め、里親の育成に協力し、必要により短期入所(レスパイト)の利用を促す等、バックアップ的な役割を担えるようにしていく。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(6) 入所している子ども等の社会参加の保障、日中活動の充実について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 子どもの健やかな育ちを保証していく観点では、障害児入所施設での生活のみで完結するのではなく、子どもが多様な体験や人と出会う機会を保障するために、施設とは異なる居場所を確保し、地域の中で育てていくことが重要である。

【意見・提案の内容】

- ・ 入所している幼児は、施設内の療育だけでは、同年齢の集団の確保、生活と療育活動の分離等が難しいため、適切な環境で早期療育を受けるために、児童発達支援事業を利用する必要がある。
- ・ 地域の中で子どもの成長を保証していくために、子どもの必要性により学習塾、スポーツ教室、文化的な教室等、に参加できる手当が必要である。また、スマートフォン等の利用も地域生活に必要となるので、支給できる手当が必要である。
- ・ 高等部を卒業した措置延長者及び契約延長者は、地域との交流が途絶えてしまうため、移行支援ができるまでの間、生活介護、地域活動支援センター等の通所サービスが利用する必要がある。

(7) 措置と契約について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 措置入所と契約入所の取扱いについては、都道府県によって異なる状況がある。現在の入所している子どもの状況も踏まえ、整理が必要である。

【意見・提案の内容】

- ・ 子どもと保護者の意向を尊重しつつ、家庭での養育の継続が難しい場合には、子どもの最善の利益を保証する観点に立ち、措置入所を基本とする。
- ・ 契約入所に関しては、進学等の理由により子どもが選択した場合、保護者が、本人に適した環境を探して、入所を希望する場合、有期限・有目的により短期集中的な支援を必要とする場合等が適当である。

令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(詳細版)

(8) 一時保護委託について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 障害児入所施設において一時保護委託を受け入れる場合には、他の入所しているこどもが安定した生活を送ることに配慮することが重要である。そのため、可能な限り、入所定員枠とは別に一時保護枠を確保するとともに、一時保護や短期入所専用スペースを確保することが必要である。
- ・ 障害児入所施設を利用する障害児は、その障害のために児童相談所等の一時保護所の利用が出来ないので、障害児入所施設で受入れを行う必要がある。

【意見・提案の内容】

- ・ 国、都道府県の施設整備計画として、一時保護及び短期入所専用の居室を整備するとともに、急な対応に備えるために、人員配置を多くする等の対応が必要である。
- ・ 利用する期間にも配慮が必要となるが、学齢児であれば教育の機会を受けられない期間となるので、学校教育と連携した訪問教育、家庭教師の配置、又は日中専用の職員配置を行う必要がある。
- ・ 一時保護は、緊急での受け入れを行うことが多いこと及び定員外での受け入れになることから、通常の職員配置での受け入れは、職員の負担増につながっている。緊急対応を行える体制を整備するために、保護費の加算が必要である。

(9) 人材確保と職員の定着・支援体制について

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ どの地域でも職員採用が大変厳しい状況であるとともに、障害福祉に従事する職員の賃金水準は、処遇改善費等の活用により、徐々に上がってきているが、全産業平均賃金との格差は約8万円であると言われている。職員雇用にかかる経費も増えており、職員の賃金向上を図り、全産業との格差を解消していく必要がある。
- ・ 質の高い支援を継続的に提供するためには、支援者自身が安心して学び、相談できる環境を確保することなどその環境づくりが不可欠である。

【意見・提案の内容】

- ・ 措置費及び自立支援給付費、処遇改善加算の充実による賃金向上が必要である。
- ・ 施設では、職員が長期に働ける環境を作るため、日々の業務の困難さや課題に対して、相談、助言できる体制を共有し、心身の負担を軽減し、心の健康を維持しながら仕事へのやりがいを持てるようにするとともに、職員自身が成長を感じられるように、研修体制を整え、産業医や心理職、外部機関からのスーパービジョンやコンサルテーション機関の支援を積極的に活用できる体制をつくる必要がある。

(10) その他

【意見・提案を行う背景、論拠】

- ・ 物価高騰が高い水準で継続しており、必要経費の負担が増大している。現状の措置費、自立支援給付費では、差額の解消が難しいので、物価高騰対策の継続が必要である。

【意見・提案の内容】

- ・ 物価高騰が収まるまでの期間、物価高騰対応支援金等を継続する必要がある。

(参考資料1)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要①～ (令和8年4月)

本検討会開催の背景

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、ケアニーズの高いこども(※)をはじめ、様々な状態像のこどもが障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

(※)強度行動障害の状態にあるこども、医療的ケアが必要なこども、虐待体験や心的外傷等により特に心理的な支援が必要なこども、複数の障害があり医療を含めた関係機関と連携した支援が必要なこども、これらを合わせ持つこども等

1. はじめに

こども基本法制定、こども家庭庁創設、こども大綱策定など、こども施策全体が大きく転換する中で、障害児入所施設では強度行動障害、医療的ケア、被虐待児など利用児童の状態像が多様化・複雑化している。そのため、社会的養護との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割を再整理し、今後の方向性を明確にする。

2. 障害児入所施設の現状(令和7年4月時点)

	福祉型	医療型
施設数	233施設	235施設
入所児童数	5,265人	2,613人
入所割合 (措置・契約)	70%・30%	33%・67%
被虐待児割合 (措置・契約)	37%・3%	38%・1%
外泊できない児童 割合(措置・契約)	68%・34%	96%・66%

3. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

(1) 基本的視点

- ・ こども基本法の理念を踏まえ、こどもの権利と尊厳を中心に据えた支援。
- ・ こどもの声を丁寧に聴き、こどもが希望する生活が実現されるように努める。
- ・ 安定した愛着関係、パーマネンシーが保障される生活を実現していく。
- ・ 障害のあるこどもとその家族への包括的な支援体制の構築。

(2) 基本的な方向性

- ① こどもと家族のウェルビーイングの保障(家庭的養育、家族支援の推進)
- ② こどもの権利保障(パーマネンシー保障の理念、意思表示等支援の推進)
- ③ こどもの最大限の発達の保障(育ちの支援と合理的配慮)
- ④ 専門性の保障(専門的ケアの強化と専門性の向上)
- ⑤ 質の保障(人材育成・職員支援・自己評価・透明性の確保等の整備)
- ⑥ 包括的支援の保障(地域支援の強化・切れ目ない支援体制、他施策との連携)
- ⑦ 社会的養護施策との連携の推進(社会的養護施策への後方支援の強化)

(参考資料2)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書 ～概要②～

4. (1)福祉型の課題と方向性

- ・ 施設基準(知的障害児、自閉症児、肢体不自由児、盲児、ろうあ児)の統一化。
- ・ できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。
- ・ ケアニーズの高いこどもへの支援の強化のための専門的な支援の必要性和専門人材等との連携の強化。
- ・ 社会的養護施策との連携を深め、障害のあるこどもへの専門的支援提供と相互の学び合いを推進し、里親・ファミリーホームへの支援を強化。

4. (2)医療型の課題と方向性

- ・ 一人ひとりのニーズに応じた発達支援をおこなうため、職員の配置の在り方を検討。
- ・ できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。サテライト型の創設を検討。
- ・ 社会的養護施策との連携を深め、相互に障害のあるこどもへの専門的支援の提供と学び合いを推進。

4. (3)福祉型・医療型に共通する課題と方向性

- ・ 新たな施設類型として、こどもホーム(仮称)の創設と、その運営を専門的に支援するバックアップ体制の検討。
- ・ こどもの多様な体験と社会参加を保障するため、保育・発達支援等の柔軟な利用と、こどもの希望に沿った外出・余暇を実現する仕組みの検討。
- ・ こどもの意思尊重と最善の利益実現のため、意見表明等支援の体制強化の推進。
- ・ 入所しているこどもの家族支援を行える職員配置の在り方を検討。
- ・ 生活の場が変わっても家族との関係が継続するよう家族を含めた支援を推進し、また、家族同士が支え合うピア活動を推進。
- ・ 地域での包括的支援を実現するため、関係機関との連携強化と短期入所の充実を通じて、こどもと家族を切れ目なく支える体制を整備。

4. (4)その他の重要課題

- ① 福祉型障害児入所施設の名称の変更。(例:「こども発達支援ホーム」)
- ② 質の確保・向上に向け、自己評価と第三者評価の導入を段階的に検討。
- ③ 契約入所と措置入所の取扱いの整理。
- ④ 障害児入所施設における一時保護の受入体制整備と、こどもの意向を踏まえた支援の推進。
- ⑤ 学校・施設の情報共有による各ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援。
- ⑥ 障害児入所施設における大規模災害時の対応。
- ⑦ 性暴力防止・虐待防止について、複数の職員でこどもを見守ることができる体制や個別の対応が必要なこども等への支援を行うことができる体制の整備。
- ⑧ 人材確保と職員の定着に向けた魅力発信・キャリア形成支援、職員支援とICT活用による業務効率化を検討。

5. こども・若者の意見反映

こども・若者ヒアリングを6施設14名に実施。

ヒアリングの意見から考えた「障害児入所施設が目指す方向性」

こどもが希望する生活が可能な限り実現されるように、プライバシーの確保や生活リズムが尊重される環境づくりを進めて行くこと、こどもが頼りたいときに信頼できる大人を自ら選び頼ることができること、希望に沿った余暇や外出等を実現していくこと、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要である。

6. おわりに

こども家庭庁は、施設名称の見直しやこどもホーム(仮称)の創設など制度改革が必要な事項については、児童福祉法改正などの取組を強化し、その他の事項においては、次期障害福祉サービス等報酬改定において、実現が図られるよう速やかに検討するとともに、今後は、障害児入所施設についても社会的養護施策との関係性を意識し、施策の検討を進める必要がある。また、障害のあるこどもの代替養育を進める際には、制度横断的な視点を持ち、検討を進めて行く必要がある。さらに、こども家庭庁として、教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等他省庁との連携も強化し、本検討会で寄せられたこどもたちの想いや意見を踏まえ、今後の施策を着実に進めていく必要がある。

現場で工夫している事例について

【事例1】 業務の効率化について(視点2関係)

- ・ ICT化の推進により、PC環境の整備、記録ソフト、AIによる議事録作成、勤怠管理システム、タブレットの活用等、業務効率が向上した。

【事例2】 人材の確保、職員の育成について(視点2関係)

- ・ 処遇改善加算の見直しにより、給与のベースアップや所手当の改善を行い、総支給額の向上を行った。
- ・ 職員採用では、学校求人、求人広告、人材紹介等、多方面での採用活動となっている。各施設の取組みとしては、実習生を学生アルバイトにつなげ、正規採用につなげた。職員からの紹介(成果報酬)の仕組みを活用した。

【事例3】 学校との連携について(視点6関係)

- ・ こどもへの対応を検討するために、施設の専門職(心理職)を学校に派遣させ、専門分野からの相談を行い、こどもへの支援の強化を図った。